

偽物が届くインターネット通販トラブルで「代引き配達」の利用が増加しています！



全国の消費生活センター等には、インターネット通販における「偽物」に関する相談が多数寄せられおり、特に「代引き配達」の利用によるトラブルが増加しています。  
「代引き配達」を利用した場合、消費者は宅配業者へ代金を支払後に荷物を開封して初めて商品を確認するため、代金を支払う前に商品が「本物」か「偽物」かを確認することができません。特に注意が必要です。

## 相談事例

- SNSでブランド品のサンダルの広告に「2足目は無料」と表示されており、通販サイトにアクセスし、サンダル2足を代引き配達で注文した。荷物を受け取り、商品を確認すると、ブランド品の偽物だった。返品したいと思い、販売業者に連絡しようとしたが、送り状の「依頼人」欄に記載されていたのは発送代行業者の情報だった。また、通販サイトにも連絡先の記載がなく、販売業者に連絡が取れない。
- SNSで、有名百貨店の閉店セールでブランド品が安く購入できるという広告を見て通販サイトにアクセスした。財布を購入することとし、支払方法は代引き配達にした。先ほど荷物が届いたが、商品はブランド品の偽物だった。返品したいと思い、販売業者に連絡しようと注文したサイトにアクセスしようとしたが、サイトは見つからなかった。インターネットで調べると、偽の百貨店の閉店セールが存在することを知った。

## 注意

- 「偽物」に関するトラブルの発端は、SNS上の広告であることが多いです。
- 支払方法で「代引き配達」しか選択できない通販サイトにおいて、「偽物」が届くケースが目立ちます。
- 「代引き配達」の送り状の「依頼人」欄に、販売業者ではなく「発送代行業者」の情報が記載されており、販売業者に直接連絡が取れないケースがみられます。

## ポイント

- 「偽物」が届く通販サイトは、次のような特徴があります。これらの特徴を知って、怪しいと感じたら取引しないようにしましょう。
  - ・販売価格の大幅な値引きがある
  - ・支払方法が「代引き配達」しか選択できない
  - ・販売業者の連絡先が表示されていない
  - ・日本語の字体、文章表現がおかしい
- 荷物の送り状に記載されている「依頼人」の情報が、注文した販売業者のものでない場合は、代金を支払わず受け取りを拒否しましょう。
- 不安に思った場合やトラブルになった場合は、一人で悩まず、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。



## 相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



# 消費者ホットライン 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)